

静岡市火入れに関する条例の一部改正（案）のパブリックコメントで提出された意見と市の考え方

意見募集期間 令和7年12月22日から令和8年1月21日まで

意見提出件数 3件

No.	項目	ご意見の内容	対応	静岡市の考え方
1	火入れの中止要件の追加	火入れができないと、あさはた緑地は森になり、池がなくなり、治水機能がなくなります。自然のダムをなくすと、まちに災害で溢れる危険性があります。規制をゆるめてほしい。	修正なし	<p>林野火災注意報や警報は、気象状況や乾燥状況等を踏まえ、林野火災が発生・拡大するおそれが高い場合に発令されるものであり、市民の生命、身体及び財産を守るために重要な警戒情報です。</p> <p>火入れは、適切に管理されても、風向や風速の急変などにより、短時間で制御不能となる危険性を内在しており、実際に、過去の林野火災においても、たき火や火入れ等の人為的な要因により、出火したという事例が確認されています。</p> <p>このため、火入れの許可期間中であっても、林野火災注意報や警報が発令されている場合には、一律に火入れを中止することが、林野火災の未然防止を図るうえで、非常に重要な措置であり、火入れの中止要件の緩和は考えていません。</p> <p>許可日に火入れが中止となった場合は、再度許可申請をお願いします。</p>

No.	項目	ご意見の内容	対応	静岡市の考え方
2	火入れの中止要件の追加	<p>消防庁の示す「林野火災注意報」の発令条件例が「前3日間の合計降水量が1mm以下+前30日間の合計降水量が30mm以下または、乾燥注意報の発表」とされているなか、静岡市においてこの条件を基に一律中止とすると、火入れによる『公益の確保』および『持続可能な火入れの実施体制の維持』ができなくなってしまうことが懸念されます。</p> <p>静岡市で降雨が少なく風が穏やかな傾向が強い1月に実施予定した場合に、火入れが中止となる確率を具体的に検討すると、「前3日間の合計降水量が1mm以下」という条件の生じる確率が56.2%、「前30日間の合計降水量が30mm以下」という条件の生じる確率が53.3%となります。これらを同時に満たす確率は30.0%($=0.562 \times 0.533$)となります。安全な火入れ実施には、十分な消火・監視人員を配備するために事前に日程調整を図る必要があり、急な予定変更が難しいことを考慮すると、3年に1度は火入れが中止となることが想定されます。</p> <p>火入れの中止の影響は、毎年火入れを実施している麻機遊水地を例に考えると、火入れは遊水地の治水機能維持、健全な生態系の創出、静岡浅間神社・静岡縣護国神社などの夏越の大祓といった伝統行事など、静岡市の防災・環境・文化の継続において重要な要素となっており、これらの公益維持に支障が生じえます。また持続的かつ安全な火入れの実施体制の構築・維持には、火を扱う技術の蓄積・継承が必要ですが3年に1度の頻度での中止はその大きな障壁となります。</p> <p>そこで、代替案として運用方法での特例措置（「消防・専門家との連携、従来通りの書類申請、計画書の提出などが十分であれば、従来通りの基準（火入れ作業の手引き（H23.3発行：森林火災対策協会、補助：林野庁））での実施を可能とする。」など）をご検討いただけないでしょうか。</p>	修正なし	<p>消防庁が示す林野火災注意報の発令指標の設定例は、以下のとおりです。</p> <p>①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下</p> <p>②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されたとき。</p> <p>上記警報等に加え、強風注意報や強風注意報、火災警報が発表・発令された場合も火入れを行ってはならないことから、1月の場合は、火入れが実施できなくなる可能性が他の月より高まります。</p> <p>しかし、これら注意報及び警報は、市民の生命、身体及び財産を守るために重要な警戒情報です。</p> <p>林野火災の原因の大半は、たき火や火入れ等の人為的な要因によるものであることから、市としては、火入れの許可期間中であっても、林野火災注意報や警報が発令されている場合には、一律に火入れを中止することが、林野火災の未然防止を図るうえで、非常に重要な措置であると考えています。</p> <p>そのため、特例措置を設け、火入れの中止要件を緩和する予定はございません。</p> <p>許可日に火入れが中止となった場合は、再度許可申請をお願いします。</p>

No.	項目	ご意見の内容	対応	静岡市の考え方
3	火入れの中止要件の追加	公表方法を事務的な告示に留めるのではなく、メディア連携等を通じて「なぜ火入れが必要なのか」という背景・目的を積極的に公開してください。認知不足による苦情や誤解を未然に防ぐとともに、文化や環境保全としての重要性を再認識してもらう機会とするべきです。	修正なし	<p>森林法第21条に規定する火入れの目的とは、①造林のための地ごしらえ、②開墾準備、③害虫駆除、④焼畑、⑤採草地の改良です。</p> <p>これらは、土壤や植生の改良などのために行われるものですが、ご意見のとおり文化的な側面を持ち合わせているケースもあります。</p> <p>今後、火入許可をはじめ、火入れに関する情報は、市ホームページ等を活用して周知していきます。</p>